

特許
印紙
50,000

(55,000円)

特許
印紙
5,000

「審判請求書」作成見本

無効審判：意匠

弁理士が代理人の場合

審判請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠登録無効審判事件

2 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名（名称） 意匠株式会社
（代表者 意匠 太郎）

3 請求人代理人

（識別番号 100XXXXXX）
住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名（名称） 弁理士 代理 花子

（識別番号 100XXXXXX）
住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名（名称） 弁理士 代理 太郎
連絡先 担当

4 被請求人

住所（居所） 東京都新宿区新宿〇丁目〇番〇号

氏名（名称） ○○株式会社

5 請求の趣旨

意匠登録第○○○○○○○号の意匠登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

6 請求の理由

(1) 手続の経緯

出 願 令和○○年○○月○○日

登 録 令和○○年○○月○○日

(2) 意匠登録無効の理由の要点

本件登録意匠は、甲第1号証の意匠と類似するものであるから、意匠法第3条第1項第3号の規定により意匠登録を受けることができないものであり、同法第48条第1項第1号により、無効とすべきである。

(3) 本件意匠登録を無効とすべき理由

イ 本件登録意匠の説明（要旨等）

ロ 甲第1号証の意匠の説明（要旨等）

ハ 本件登録意匠と甲第1号証の意匠との対比

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の意匠に係る物品の対比

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の形態の共通点及び差異点の列挙

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の形態の共通点及び差異点の評価

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の意匠に係る物品及び形態の共通点及び差異点の評価に基づく類否の結論

(4) むすび

したがって、・・・・・・、無効とすべきである。

7 証拠方法

別添証拠説明書に記載のとおり。

8 添付書類の目録

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 甲第1号証写し | 正本1通、副本2通 |
| (2) 審判請求書 | 副本2通 |
| (3) 委任状 | 1通 |
| (4) 証拠説明書 | 正本1通、副本2通 |

証拠及び証拠説明書をDVD-Rで提出する場合、「添付書類の目録」は、以下のよう
に記載してください。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 甲第1号証写し及び証拠説明書 (DVD-R) | 正本 1 枚 |
| (2) 審判請求書 | 副本 2 通 |
| (3) 委任状 | 1 通 |

特許
印紙
50,000

(55,000 円)

特許
印紙
5,000

「審判請求書」作成見本

無効審判：意匠

弁理士法人が代理人の場合

審判請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠登録無効審判事件

2 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名（名称） 意匠株式会社

（代表者 意匠 太郎）

3 請求人代理人

（識別番号 110XXXXXX）

住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名（名称） 弁理士法人 〇〇〇〇

代表者 〇〇 〇〇

連絡先 担当は弁理士 〇〇 〇〇

4 被請求人

住所（居所） 東京都新宿区新宿〇丁目〇番〇号

氏名（名称） 〇〇株式会社

5 請求の趣旨

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号の意匠登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

6 請求の理由

(1) 手続の経緯

出 願 令和〇〇年〇〇月〇〇日
登 録 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 意匠登録無効の理由の要点

本件登録意匠は、甲第1号証の意匠と類似するものであるから、意匠法第3条第1項第3号の規定により意匠登録を受けることができないものであり、同法第48条第1項第1号により、無効とすべきである。

(3) 本件意匠登録を無効とすべき理由

イ 本件登録意匠の説明（要旨等）

ロ 甲第1号証の意匠の説明（要旨等）

ハ 本件登録意匠と甲第1号証の意匠との対比

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の意匠に係る物品の対比

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の形態の共通点及び差異点の列挙

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の形態の共通点及び差異点の評価

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の意匠に係る物品及び形態の共通点及び差異点の評価に基づく類否の結論

(4) むすび

したがって、・・・・・・・・、無効とすべきである。

7 証拠方法

別添証拠説明書に記載のとおり。

8 添付書類の目録

(1) 甲第1号証写し	正本1通、副本2通
(2) 審判請求書	副本2通
(3) 委任状	1通
(4) 証拠説明書	正本1通、副本2通

**証拠及び証拠説明書をDVD-Rで提出する場合、「添付書類の目録」は、以下のよう
に記載してください。**

(1) 甲第1号証写し及び証拠説明書（DVD-R）	正本1枚
(2) 審判請求書	副本2通
(3) 委任状	1通